

# 令和7年度委託訓練（長期高度人材育成コース）の 受託事業者募集について

高知県立高知高等技術学校が委託して実施する公共職業訓練（長期高度人材育成コース）について、次のとおり受託事業者を募集します。

本事業は、「国との協議が整うこと」及び「高知県の予算成立」を前提とした停止条件付き事業であるため、国との協議が整い県予算の成立することを見込んで実施するものです。

なお、委託先として決定した事業者の訓練計画の内容については、契約内容は高知県立高知高等技術学校との協議によるものとします。

## 1 事業の概要

(1) 事業名 離職者等再就職訓練事業（うち長期高度人材育成コース）

(2) 事業の目的

正社員就職を希望する非正規雇用労働者等が、安定した雇用環境への転換を図るため、企業が求める国家資格等の高い職業能力を習得することを支援し、正社員就職の実現を目指すことを目的とする。

(3) 受講対象者

- ① 求職者及び離職者で、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示が受けられる方
- ② 概ね55歳未満の方（厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースを除く。）  
ただし、55歳以上の方であっても、有期労働契約などによる非正規雇用労働者など、不安定就労の期間が長いことや、安定した就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった方、又は出産・育児等により長期間離職していた方などは、応募が可能です。
- ③ 国家資格等高い知識及び技能を習得し正社員就職を希望する方
- ④ 当該訓練コースを修了し対象資格等を取得する明確な意思を有する方
- ⑤ 公共職業安定所における職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受け、職業経験の棚卸し及び職業生活設計等の結果、当該訓練の受講が必要と認められる方
- ⑥ 過去に該当する訓練コース及び1年以上の公共職業訓練（委託訓練）を受講したことのない方

(4) 訓練内容

国家資格の取得など正社員就職に優位な職業訓練として、以下に該当する職業訓練を実施するものであること。ただし、訓練を設定しようとする地域の能開施設で実施していない職

業訓練とする。なお、以下の①及び②については、訓練期間中に資格試験の受験を行うものであることとし、また、その合格発表までの期間においても適切に訓練が実施されるものとする（訓練期間中に資格試験を受験し、その合格発表が訓練終了後となる場合はこの限りではない。なお、合格発表が訓練終了後となる資格の取得を目指す訓練の設定は、令和6年度末までに開講する場合のみ可能とする。）。

- ①公的職業資格のうち国家資格の取得を訓練目標とするもの
- ②経済産業省により公表されている「ITスキル標準（ITSS）」において「上位者の指導の下に、要求された作業を担当する」ことが出来ることとされているレベル2相当以上の資格取得を目標とするもの
- ③学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年文部科学省告示第133号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの
- ④学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了を目指すもの

(5) その他の要件等

- ①訓練期間は1年以上2年以下であること。1年間の総訓練時間は700時間以上であること。
- ②委託先機関は、就職支援責任者を設置し、訓練生に対して就職支援等を行うものとする。就職支援責任者となる者は、キャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）のいずれかに該当する者が望ましい。
- ③委託先機関における過去の実績において、実施しようとする訓練コースの過去の就職率実績が正社員就職率80%以上であること。ただし、介護福祉士及び保育士の資格取得を目標とするものは、実施しようとする訓練コースの過去の就職率実績が就職率80%以上であること。

(6) 訓練実施経費（委託費）

委託費の設定にあたっては、訓練実施経費の単価は、訓練生1人1月当たり120,000円（外税）を上限（ただし、厚生労働大臣が指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースは、90,000円を上限とする。）とし、委託訓練に必要な経費を積み上げた月額単価と委託先機関における一般の受講者の授業料等を比較する等、一般の訓練コースにおける授業料等も勘案した上で、合理的な額を設定すること。なお、国家資格等の受験料や手数料等については、委託費に含めず訓練生の負担とする。

※ただし、訓練実施経費は、原則一般の受講生と同額とする。

(7) 定着支援費

当該訓練コースを修了し訓練に関連する職業に就職した者について、就職後の定着支援としての業務を行い、就職後6か月間継続して雇用されていた場合は、定着支援に必要な経費相当額として、当該継続雇用された修了就職者について、1人当たり50,000円（外税）

を支払うものとする。

## 2 受託資格要件

- (1) 高知県内に本社または営業所があること。
- (2) 高知県内に訓練実施施設を有していること(借上げでも可)。
- (3) 高知県内において、受託しようとする訓練内容と同等の教育訓練を実施しており、令和3年度4月以降に入校実績、修了実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定(地方自治体が一般競争入札に参加させることができないとされている者)に該当しない者であること。
- (5) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者(暴力団、暴力団員、暴力団に関与する者等)に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が法人税、消費税、及び地方消費税を滞納していないこと。

## 3 契約相手方の決定及び契約方法

令和6年10月18日(金)まで受託希望を受け付け、国及び訓練希望機関との協議を経て、委託・実施するコースの内容(種類)や人数等を決めます。

委託するコースの種類ごとに、実施を希望する訓練機関が多数でないコースについては、当該訓練機関より見積書を徴して、委託契約を行います。

## 4 今後の日程と委託契約に当たり提出を要す書類

【日程】※あくまで予定であり、国との協議の状況により前後する場合あり

令和6年10月18日(金)	受託希望の申し込み期限
令和6年11月1日(金)	見積書等提出
令和6年11月上旬～	募集要項作成
令和6年12月上旬～令和7年3月	訓練生募集